

森林整備センター造林地管理委託提案事業募集要領

1 事業の概要

(1) 事業の目的

森林整備センター造林地を活用して事業体が森林整備事業の事業量を継続的に確保することにより、就労の場の提供と安定的な木材の供給を目的とする。

(2) 事業内容

- ① 指定する森林整備センター造林地において森林整備計画に沿った立木竹の伐採、造林、保育、丸太の移動及びその他の森林施業を実施すること。
- ② 指定する森林整備センター造林地の森林整備計画に基づき、作業路網その他の施設の整備を実施すること。
- ③ 森林の状況把握を随時行うとともに、異常を発見し必要な処置を行ったときは、速やかに報告すること。

(3) 提案事項

指定する団地における森林整備センター造林地の計画事業の実施提案。

(4) 期間

事業期間は最長5ヶ年とする。

また、別途、森林整備公社と事業実施主体との間で調整を行う。

2 審査委員による審査会

事業体の提出の管理委託提案内容の審査を公正に行い、協定の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選考するために森林整備センター造林地管理委託提案事業審査要領に基づき審査を行います。

3 事業実施主体の決定方法

- (1) 提出された実施計画書及び見積額により内容の審査を行い、甲乙つけがたい場合はヒアリング等の内容により決定します。
- (2) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、候補者と次点者を選定します。
- (3) 事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。
- (4) この協議等が整ったときには、協定の手続きを行います。
- (5) 協議等が整わない場合は、改めて森林整備公社と次点者に選定された者で交渉を行います。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げている排除措置対象者に該当しない者であること。
- (2) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (3) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 作業道の開設及び森林整備（収入間伐等）事業を同一の事業体（共同体）において実施できる技術及び能力を有するものであること。
- (5) 地域経済への事業効果拡大を図るために、県内事業者（県内に主たる事業所を置く者をいう。）であること。
- (6) 過去に森林整備公社の事業を行ったことのある事業体。
又は、新規の事業体である場合は、理事長の判断により決定する。

6 募集方法

(1) 募集方法

高知県森林整備公社ホームページ等へ掲載し広報を行う。
一般社団法人高知県森林整備公社 [<http://kochissk.jp>]

7 参加申込書、実施計画書及び見積書の提出

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和6年10月8日（金）17時15分（必着）

③ 提出先

〒783-0055 高知県南国市双葉台7番地1
一般社団法人高知県森林整備公社 事業課（津野）
電話番号 088-862-4180

(2) 資格要件の確認

一般社団法人高知県森林整備公社で申込者から提出のあった参加申込書の確認を行い、確認結果を令和6年10月11日（火）に申込者へ電話、文書、電子メール等にて通知します。

8 実施計画書及び見積書の作成

高知県森林整備公社のホームページの募集内容に沿った実施計画書及び見積書を作成してください。

9 審査別途定める「森林整備センター造林地管理委託提案管事業審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

審査結果は、令和6年10月11日（金）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限ります。）します。

(3) 提出された実施計画書及び見積書は、一般社団法人高知県森林整備公社情報公開事務取扱要領に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第3条第3項第(3)号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由書を提出してください。

開示・非開示の判断は理由書に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき森林整備公社が客観的に判断します。

(4) 協定締結者以外の実施計画書の内容については、応募者の承諾なしには利用することはありません。

12 問合せ先

7の③の提出先と同じ

13 その他

(1) 実施計画書及び見積書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県森林整備公社との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②森林整備センター造林地管理委託提案事業の手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合